



三労発基0126第3号
令和5年1月26日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法関係手数料令の改正について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和5年政令第9号）が、令和5年1月18日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。